

社団法人 家の光協会定款

(昭和19年 4月22日制定)

(昭和23年 6月30日改正)

(昭和23年10月13日改正)

(昭和25年 5月24日改正)

(昭和29年 5月28日改正)

(昭和56年 8月 4日改正)

(平成 4年10月23日改正)

(平成14年 8月30日改正)

(平成15年 7月 8日改正)

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協会は、社団法人家の光協会という。

(事務所)

第 2 条 この協会は、主たる事務所を東京都新宿区市谷船河原町11番地に置き、総会の議決を経て、必要な地に支所を置くことができる。

(目 的)

第 3 条 この協会は、協同組合精神にのっとり、農山漁民の経済的社会的地位の向上を図り、国際知識の普及及び農山漁村民主化の実現を期して国民文化の向上に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農山漁村の文化の育成及び啓蒙
- (2) 農山漁村の文化に関する講習及び講話会の開催並びに読書運動の普及
- (3) 農山漁村の文化に関する調査
- (4) 出版物の刊行
- (5) 前条の目的に適合した事業を行う団体の利用に供する施設の設置及び運営
- (6) その他この協会の目的を達成するために必要な事業

(規 約)

第 5 条 この定款で定めるもののほか、この協会の運営に必要な事項は規約で定める。

第2章 会 員

(会 員)

第 6 条 この協会の会員となる資格を有する者は、農山漁村の協同組合、同中央会及

び同連合会並びに農林漁業及び文化に係のある団体とする。

(入 会)

第 7 条 この協会の会員となろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2. 前項の規定により入会申込書を提出しようとする者は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 定款又はこれに代わるべき規定
- (2) 代表者の氏名及び事務所の所在地を記載した書面
- (3) その他この協会が必要と認めた書面

(脱 退)

第 8 条 会員は、次の事由によりこの協会を脱退する。

- (1) 会員からの脱退の申出
- (2) 会員たる資格の喪失
- (3) 会員の解散
- (4) 除 名

2. 前項第 1 号の申出は、脱退届を会長に提出して行わなければならない。

(除 名)

第 9 条 この協会は、会員が次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、その会員を除名することができる。この場合には、この協会は、その総会の会日の 10 日前までに、その会員に対して、その旨を書面をもって通知し、かつ、総会で弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この協会の事業を妨げ、又はこの協会の名誉をき損する行為をしたとき。
- (2) 定款又は総会の議決に反する行為をしたとき。

2. 会長は除名の決議があったときは、その旨をその会員に通知するものとする。

(会 費)

第 10 条 会員は、別に定めるところにより、毎年会費を納入しなければならない。

2. 既納の会費は、会員が脱退した場合においても、これを返還しない。

(届 出)

第 11 条 会員は、その名称、代表者の氏名又は事務所の所在地に変更があったときは、遅滞なくこの協会にその旨を届け出なければならない。

第 3 章 役 員 等

(役員の数)

第 12 条 この協会に次の役員を置く。

- (1) 理 事 20 名以上 25 名以内
- (2) 監 事 3 名以上 5 名以内

(役員 の 選任 及び 互選)

第 13 条 この協会の役員は、総会において定める役員選任規程により、会員が総会において選任する。

2. 理事は、会長 1 名、専務理事 1 名及び常務理事 4 名以内を互選する。
3. 理事は、副会長 1 名を互選することができる。
4. 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員 の 職務)

第 14 条 会長は、会務を総理し、この協会を代表する。

2. 前条第 3 項の規定により、副会長を互選した場合には、副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
3. 専務理事は、会長及び副会長（前条第 3 項の規定により副会長を互選した場合に限る。以下この項及び次項において同じ。）を補佐して会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠けたときはその職務を行う。
4. 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して会務を分掌し、互選によりあらかじめ定めた順序により、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠けたときはその職務を行う。
5. 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。
6. 監事は、民法第 59 条に規定する職務を行う。

(役員 の 任期)

第 15 条 役員 の 任期 は、2 年 とす る。た だ し、再 任 を 妨 げ な い。

2. 補欠又は増員により選任された役員 の 任期 は、前 任 者 又 は 現 任 者 の 残 任 期 間 とす る。
3. 前 項 の 規 定 に よ る 選 任 が 役 員 の 全 員 に 係 る と き は、そ の 任 期 は、同 項 の 規 定 に か か わ ら ず、2 年 とす る。
4. 任 期 満 了 又 は 辞 任 に よ り、役 員 が、そ の 定 数 を 欠 く に 至 っ た 場 合 は、退 任 し た 役 員 は、そ の 後 任 者 が 就 任 す る ま で は、そ の 職 務 を 行 う も の とす る。

(役員 の 解任)

第 16 条 役員は、この協会の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の理由があるときは、総会の議決を経て解任することができる。この場合には、第 9 条第 1 項後段の規程を準用する。

(役員 の 報酬)

第 17 条 この協会は、役員に報酬を支給することができる。

(顧問 及び 参 与)

第 18 条 この協会に常任顧問 1 名並びに顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 常任顧問、顧問及び参与に関する事項は、総会の議決を経て、会長が別に定

める。

(職員)

第 19 条 この協会に職員を置き、会長がこれを任免する。

第 4 章 総 会

(総会の種類)

第 20 条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2. 通常総会は、毎年 1 回 5 月又は 6 月に開催する。
3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 会員の 5 分の 1 以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
 - (3) 民法第 59 条第 4 号の規定により監事が招集したとき。

(総会の召集)

第 21 条 総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2. 前条第 3 項第 2 号に掲げる場合には、会長は、請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。
3. 総会の招集は、少なくともその会日の 10 日前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって通知しなければならない。

(総会の議決事項)

第 22 条 この定款において別に定める事項のほか、次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 解 散
- (3) 会費の額及び納入方法に関する事項
- (4) 役員報酬
- (5) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (6) 事業報告、収支決算、財産目録及び貸借対照表の承認
- (7) 規約の制定又は改廃
- (8) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席会員のなかから選任する。

(総会の議決方法等)

第 24 条 総会は、総会員数の 2 分の 1 以上に当たる会員が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2. 会員は、総会において各 1 個の議決権を有する。
3. 総会においては、第 21 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、第 13 条第 1 項の規定による役員
の選任及び第 22 条各号に掲げる事項を除き、緊急を要する事項について出席
者の 3 分の 2 以上の同意がある場合には、この限りではない。
4. 総会の議事は、次条に規定する場合を除き、出席者の議決権の過半数で決し、
可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は会員
として、議決に加わる権利を有しない。

(特別議決事項)

第 25 条 次に掲げる事項のうち、第 1 号及び第 2 号に掲げる事項は、総会において出席者の議決権の 4 分の 3 以上の多数による議決を必要とし、第 3 号から第 6 号
までに掲げる事項は、総会において出席者の議決権の 3 分の 2 以上の多数による
議決を必要とする。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び残余財産の処分
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任
- (5) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定又は変更
- (6) 事業報告、収支決算、財産目録及び貸借対照表の承認

(書面又は代理人による議決)

第 26 条 会員は、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は他の会員を代理人と
して議決権を行使することができる。

2. 前項の書面は、総会の会日の前日までにこの協会に到達しないときは無効と
する。
3. 第 1 項の代理人は、代理権を証する書面をこの協会に提出しなければならない。
い。
4. 第 1 項の規定により議決権を行使する者は出席者とみなす。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければ
ならない。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び総会に出席した会員の数
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及び結果
- (5) 議事録署名人の選出に関する事項

2. 議事録には、議長及び出席会員のうちからその総会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。
3. 議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。

第5章 理事会

(理事会)

- 第28条 理事会は、理事をもって構成する。
2. 理事会は、必要に応じ会長が招集する。
 3. 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の議決事項)

- 第29条 この定款において別に定める事項のほか、次の事項は、理事会の議決を経なければならない。
- (1) 会務を執行するための計画及び管理の方法
 - (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (4) 諸規程の設定及び改廃
 - (5) その他理事会において必要と認められた事項

(準用)

- 第30条 理事会については、第21条第3項、第24条(第3項ただし書きを除く。)及び第27条の規程を準用する。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

- 第31条 この協会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(資産の構成)

- 第32条 この協会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
 - (2) 寄附金品
 - (3) 事業に伴う収入
 - (4) 資産から生じる収入
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

- 第33条 この協会の資産は、会長が管理し、その方法は理事会において定める。
2. 会計に関する規程は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(経費支弁の方法)

第 34 条 この協会の経費は、資産をもって支弁する。

2. 第 4 条第 4 号及び第 5 号に掲げる事業に係る経理については、その他の事業に係る経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。
3. 毎事業年度の決算において剰余金を生じた場合には、翌年度に繰り越すものとする。

(監査の実施)

第 35 条 会長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、通常総会開催日の 15 日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2. 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して総会に提出しなければならない。
3. 会長は、第 1 項の書類及び前項の監査報告書について総会の承認を得た後、これを事務所に備え付けて置かなければならない。

(事業計画及び収支予算)

第 36 条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、総会に提出しなければならない。

(報告)

第 37 条 会長は、毎事業年度開始の日から 3 か月以内に、次の各号に掲げる書類を農林水産大臣に提出しなければならない。

- (1) 当年度の事業計画書及び収支予算書
- (2) 前年度の事業報告書、収支計算書及び正味財産増減計算書
- (3) 前年度末の貸借対照表及び財産目録
- (4) 前年度末の会員名簿及び前年度における会員の異動状況を記載した書類

第 7 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 38 条 この定款の変更は、農林水産大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散及び残余財産の処分)

第 39 条 この協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号まで及び第 2 項各号に掲げる事由によって解散する。

2. 第 25 条の規定により解散する場合には、農林水産大臣の許可を受けなけれ

ば、その効力を生じない。

3. この協会が解散した場合において残余財産があるときは、総会の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受け、この協会と類似の目的の他の法人に寄付するものとする。

第 8 章 雑 則

(委 任)

- 第 40 条 この協会の事務の運営上必要な事項は、この定款において別に定めるもののほか、理事会の議決を経て会長が定める。

附 則

1. この定款の変更は、農林水産大臣の認可のあった日（平成 15 年 7 月 8 日）から効力を生ずる。